## 学校感染症と出席停止期間の基準

≪学校保健安全法施行規則第18、19条(2023年5月時点)≫

学校感染症にはそれぞれ出席停止の期間が定められている。この期間は医師の指示に従って休養するとともに、周囲への感染予防を配慮する。

	考え方	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	感染症予防法 の一類感染症 及び二類感染 症(結核を除く)	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウィルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウィルス属MERSコロナウィルスであるものに限る)、特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう)	治癒するまで ※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療 に関する法律第六条第七項から九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」 及び「新感染症」は第一種の感染症と見なす。
第二種	空気感染また は、飛沫感染型 多で、飛沫を 生徒の を を を で で で で で で で で で で で で で で で で	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及 び新型インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日(幼児に あっては3日)を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗 菌薬療法による治療が終了するまで
		麻しん	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後5 日を経過、かつ、全身状態が良好になるまで
		風しん	発しんが消失するまで
		水痘	全ての発しんがかさぶたになるまで
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後二日を経過するまで
		結核	病状により学校医その他の医師において感染のお それがないと認めるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のお それがないと認めるまで
		新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1日を経過するまで (出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは マスクの着用を推奨する)
第三種	学校において 流行を広げる可 能性があるもの	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌 感染症、腸チフス、パラチフス、流行性 角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のお それがないと認めるまで
	条件によっては 出席停止の措 置が考えられる もの	その他の感染症 溶連菌感染症、A型肝炎、 B型肝炎、手足口病、 伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、 マイコプラズマ感染症、 感染性胃腸炎など	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り学校医の判断を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置を取ることができる。